

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

なお、この公示は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達に係るものである。

令和6年4月26日

県南広域振興局長 小 島 純

- 1 随意契約に係る物品の名称及び数量 重油 J I S 1 種 1 号 約470キロリットル
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 県南広域振興局奥州審査指導監 岩手県奥州市水沢大手町一丁目2番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和6年3月19日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 岩手県石油商業協同組合 岩手県盛岡市清水町14番12号
- 5 随意契約に係る契約金額 1リットル当たり122,100円
- 6 随意契約によることとした理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号に該当